

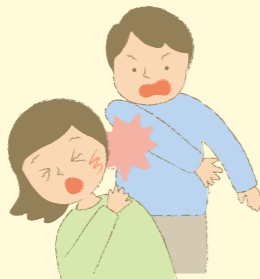
障害者虐待の例

こんな行為が虐待にあたります！

1 身体的虐待

暴力等により、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。また、身体を縛りつけた、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為

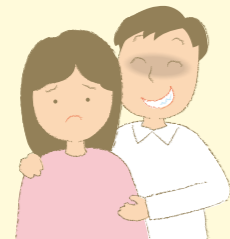
例えば・・・
殴る、蹴る、つねる、縛りつける、不要な薬を飲ませる など



2 性的虐待

本人が同意していない性的な行為やその強要をすること

例えば・・・
性交、性器への接触、裸にする、キスをする、わいせつな話をする、映像を見せる など



3 心理的虐待

脅したり、侮辱する言葉や態度、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること

例えば・・・
怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、意図的に無視するなど



4 放棄・放任（ネグレクト）

食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をせず、身体・精神状態を衰弱させること

例えば・・・
食事や水分を十分に与えない、入浴させない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など



5 経済的虐待

本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと

例えば・・・
年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を処分する、必要な金銭を与えない など



各市町村の障害者虐待相談窓口 (市町村障害者虐待防止センター)

県内のすべての市町村において、
24時間365日対応となっています

		〈日中〉	〈休日夜間〉
富山市	障害福祉課	076-443-2004	(日中と同じ)
高岡市	社会福祉課	0766-20-1369	0766-20-1111
魚津市	社会福祉課	0765-23-1005	0765-23-1010
氷見市	福祉課	0766-74-8113	0766-74-8100
滑川市	福祉介護課	076-475-2111 (内線765)	076-476-9400
黒部市	福祉課	0765-54-2111 (内線223)	(日中と同じ)
砺波市	社会福祉課	0763-33-1111 (内線123)	(日中と同じ)
小矢部市	社会福祉課	0766-67-8601	0766-67-1760
南砺市	福祉課 (井波庁舎)	0763-23-2009	(日中と同じ)
射水市	社会福祉課	0766-82-1951	0766-82-1900
舟橋村	生活環境課	076-464-1121 (内線34)	(日中と同じ)
上市町	福祉課	076-472-1111 (内線7121・7123)	076-473-2811
立山町	健康福祉課	076-462-9957	076-462-9088
入善町	健康福祉課	0765-72-1100 (内線141)	(日中と同じ)
朝日町	健康課	0765-83-1100 (内線143)	(日中と同じ)

富山県障害者権利擁護センター

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
〒930-0094 富山市安住町5番21号
富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2F
TEL 076-432-2950 (24時間対応)
FAX 076-432-6532
E-mail shogaikenri@wel.pref.toyama.jp

富山県厚生部障害福祉課
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL 076-444-3212 FAX 076-444-3494

障害者の尊厳と権利を守る

障害者虐待の防止

障害者の尊厳を守り、障害者の自立と社会参加の促進のため、障害者に対する虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障害者の保護、自立支援などを行う「障害者虐待防止法」が、平成24年10月1日からスタートしました



早期発見・早期対応

障害者虐待はどこでも起きる可能性があります。

しかし、虐待する側や周囲の人がその行為を虐待と気付かなかつたり、障害者自身が何をされているのかわからず、自分の思いを十分伝えきれないまま傷ついている場合があります。

虐待を防ぐためには、一人ひとりが障害者および障害者虐待のことを理解し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することや、早めに対応することが大切です。

対象となる障害者

障害者虐待防止法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人、その他心身の機能の障害があり、障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活に制限を受ける人」が対象となっています。障害者手帳を取得していない方も対象となります。

障害者虐待の種類

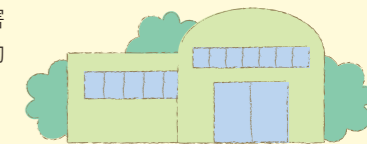
● 養護者による虐待

身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等による虐待



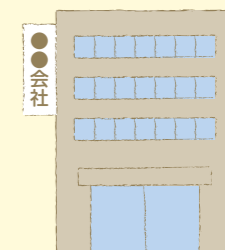
● 障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働く職員による虐待



● 使用者による虐待

障害者を雇用する事業主等による虐待



障害者虐待が疑われるサイン

虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されていても障害者自らがSOSを訴えられなかったりする場合があります。

これらのサインや、類似のサインを見逃さないことが大切です。

身体的虐待のサイン

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももや二の腕の内側、背中などに傷がみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷やあざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたき、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう

性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 卑猥な言葉を発するようになる
- 人目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情が乏しくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

放棄・放任のサイン

- 身体から異臭がする、髪の毛の汚れがひどい、爪が伸びて汚い、皮膚に異常がみられる
- 部屋から異臭がする、部屋がひどく散らかっている
- ずっと同じ服を着ている、濡れたままの下着を着ている
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気や怪我をしても家族が受診を拒否する、受診をすすめても行った気配がない
- 事業所や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

経済的虐待のサイン

- 働いて賃金を得ているのに、貧しい身なりでお金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し、遊びや生活費に使っているように思える

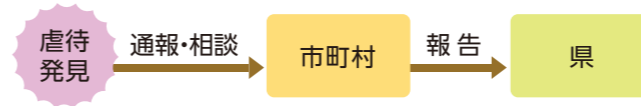
「虐待かもしれない…」と思ったら

すみやかに通報・相談してください。

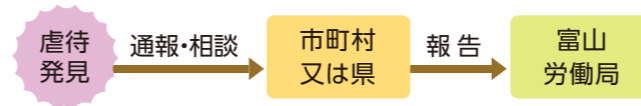
● 養護者による虐待



● 障害者福祉施設従事者等による虐待



● 利用者による虐待



通報時の確認事項

通報や相談の際には、確認のため、次のようなことをお聞きしますので、答えられる範囲でお答えください。

虐待の状況（程度や経過など）、障害者本人の状況（連絡先や心身の状況など）、家族等の状況、障害福祉サービス等の利用状況 など

通報者の情報は守られます！

通報・相談をうける職員には守秘義務が課せられており、通報者や届出者を特定する情報は守られます。

匿名の相談であっても受け付けます。

また、通報者が施設や職場の職員である場合、通報等を理由にした解雇や不当な取扱いが禁止されています。

虐待の通報・届出を受けてから

障害者の安全を最優先に考えて対応します。また、障害者虐待においては、障害者だけではなく、虐待を行っている養護者等への支援も行います。

